

利用負担金の支払方法等の変更について

平成 16 年 4 月 1 日から、国立大学法人法の施行に伴い、本学は国立大学法人に移行することとなりました。

また、4 月から、本センターのスーパーコンピューターシステム利用に係る利用負担金の改定を予定しており、従来の従量制による基本負担金コースは定額制のパーソナルコース（3 コース）へ、また定額負担金バルクコースは定額制のグループコースへ移行し、年額による定額制方式に統一いたします。

これらにより、利用負担金の支払方法等が、以下のとおり変更になりますので、お知らせいたします。なお、国立大学法人化に伴い、今後変更となることがありましたら、改めてお知らせいたします。

(1) 支払方法

これまで、利用負担金については、本センターで認めている利用できる支払経費の種類（「支払科目」という。）の中から、利用者が希望する支払科目を利用申請時に選択し、この支払科目の種類に応じて、予算の振替、納入告知書による納付又は口座の移し換えのいずれかの方法によりお支払いいただきました。

平成 16 年度以降の利用負担金については、国立大学法人化に伴い、**東京大学内における費用の付替又は請求書による指定銀行口座への振込み**のいずれかの方法によりお支払いいただくこととなります。（従来の支払科目による支払経費の区分は廃止いたします。）

なお、指定銀行口座への振込みの際は、振込手数料を御負担いただくこととなります。

また、支払時期は従来の四半期毎又は毎月の支払いを **7 月、10 月、1 月又は 3 月**（3 月は 1 月以降の利用申請のみ可）のいずれかにおける**年額一括払い**に変更いたします。ただし、請求書等の発行後にパーソナルコースの変更又はオプションの追加を行う場合には、別途お支払いいただくこととなります。

(2) 利用通知・利用負担金請求

これまで、利用通知及び利用負担金請求は、支払科目の種類に応じて、利用申請書に記入された経理責任者又は支払責任者あてに行ってききました。

平成 16 年度以降の利用負担金については、上記(1)のとおり支払科目による支払経費の区分を廃止することに伴い、複数の支払責任者あての分を**一括して統括支払責任者あて**に行うこととしますが、支払責任者単位での利用通知及び利用負担金請求を希望することもできますので、利用申請書にていずれかを選択してください。（経理責任者は廃止いたします。）

(3) 科学研究費補助金等による利用

平成 16 年度以降の利用負担金については、科学研究費補助金、産学連携等研究費及び科学技術振興調整費等の経費で利用する場合、上記(1)のとおり支払科目による支払経費の区分を廃止すること及び年額一括払いに変更することに伴い、利用申請期間、利用期間、利用負担金の請求方法及び継続不可等の特例の取扱いは行いません。

(4) 消費税

平成元年度以降，消費税法の施行に伴い，利用負担金に対し消費税相当額（現行5%）を共通負担額として利用者に負担していただけてきましたが，平成16年度以降の利用負担金については，国立大学法人化に伴い，これを消費税として負担していただくこととなりますので，御了承ください。